

令和 7 年 1 2 月

第 6 回

横 手 市 議 会
定 例 会 議 案

令和7年第6回横手市議会12月定例会議案一覧表

(1) 報告第24号	放棄した債権の報告について	1	～	2
(2) 同意第2号	教育委員会委員の任命について		当日配付	
(3) 同意第3号	公平委員会委員の選任について		当日配付	
(4) 議案第105号	横手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	3	～	17
(5) 議案第106号	横手市行政組織条例及び横手市表彰条例の一部を改正する条例	18	～	22
(6) 議案第107号	横手市地区交流センター設置条例の一部を改正する条例	23	～	26
(7) 議案第108号	横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	27	～	29
(8) 議案第109号	横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	30	～	32
(9) 議案第110号	横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	33	～	34
(10) 議案第111号	横手市農業者トレーニングセンター設置条例の一部を改正する条例	35	～	39
(11) 議案第112号	横手市火災予防条例の一部を改正する条例	40	～	47
(12) 議案第113号	横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例	48	～	51
(13) 議案第114号	横手市大雄ふるさとセンター設置条例を廃止する条例	52	～	53
(14) 議案第115号	横手市立保育所設置条例を廃止する条例	54	～	55

(15) 議案第116号	横手市老人憩の家設置条例を廃止する条例	56	～	57
(16) 議案第117号	横手市農家高齢者創作館設置条例を廃止する条例	58	～	59
(17) 議案第118号	工事請負契約の締結について(横手市ペットボトル等処理施設整備事業 ペットボトル等処理施設建設工事(建築本体工事))	60	～	61
(18) 議案第119号	工事請負契約の締結について(横手市ペットボトル等処理施設整備事業 圧縮梱包機設置工事)	62	～	63
(19) 議案第120号	工事請負契約の締結について(旧雄物川北小学校解体工事)	64	～	65
(20) 議案第121号	財産の取得について(横手市立体育館トレーニング機器購入)			66
(21) 議案第122号	財産の無償貸付けについて(まだ保育園)	67	～	68
(22) 議案第123号	公の施設の指定管理者の指定について(大森公園体育館等5施設)	69	～	70
(23) 議案第124号	公の施設の指定管理者の指定について(横手市東槻多目的集落集会所)			71
(24) 議案第125号	公の施設の指定管理者の指定について(横手市桑ノ木多目的集落集会所)			72
(25) 議案第126号	公の施設の指定管理者の指定について(横手市三ツ屋多目的集落集会所)			73
(26) 議案第127号	公の施設の指定管理者の指定について(天下森ふれあい農園)			74
(27) 議案第128号	公の施設の指定管理者の指定について(横手市天下森スキー場)			75
(28) 議案第129号	令和7年度横手市一般会計補正予算(第7号)		予算書の頁	
(29) 議案第130号	令和7年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		予算書の頁	

- (30) 議案第131号 令和7年度横手市介護保険特別会計補正予算(第3号) 予算書の頁
- (31) 議案第132号 令和7年度横手市水道事業会計補正予算(第1号) 予算書の頁
- (32) 議案第133号 令和7年度横手市下水道事業会計補正予算(第1号) 予算書の頁

報告第24号

放棄した債権の報告について

横手市債権の管理等に関する条例（平成28年横手市条例第2号）第13条第1項の規定により、別紙のとおり市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月2日提出
横手市長 高橋 大

別紙

債権放棄の報告

横手市債権の管理等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、次の債権を放棄したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり報告する。

債権の名称 (所管部局名)	債権の金額 (円)	人数 (人)	件数 (件)	放棄の根拠となる条項
放課後児童対策保護者負担金 (市民福祉部子育て支援課)	247,200	3	3	第13条第1項第7号（私債権の時効満了かつ債務者の時効援用の見込み） 放棄決定日：令和7年10月10日

議案第105号

横手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の1第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市長は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならぬ。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者にあっては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を

設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他

の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等

通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあっては次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては次に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごと

に、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段

	<p>号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合にあっては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは

壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

- (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年秋田県条例第56号）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例（令和6年秋田県条例第55号）

(3) 幼保連携型認定こども園 秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年秋田県条例第57号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横手市条例第32号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形

等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。) で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第29条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第106号

横手市行政組織条例及び横手市表彰条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

組織機構の再編を行うため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市行政組織条例及び横手市表彰条例の一部を改正する条例

(横手市行政組織条例の一部改正)

第1条 横手市行政組織条例（平成17年横手市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設置する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>市民福祉部</u></p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p>(分掌事務)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設置する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>市民生活部</u></p> <p><u>(5)</u> <u>健康福祉部</u></p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p>(分掌事務)</p>

第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 市民福祉部

ア 社会福祉に関すること。

イ 子育て支援に関すること。

ウ 介護保険に関すること。

エ 健康推進に関すること。

オ 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

カ 国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。

キ 国民年金に関すること。

ク 環境保全に関すること。

ケ 環境衛生及び廃棄物の処理に関すること。

コ 公害に関すること。

サ 前各号に掲げるもののほか、市民福祉に関すること。

第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 市民生活部

ア 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

イ 国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。

ウ 国民年金に関すること。

エ 環境保全に関すること。

オ 環境衛生及び廃棄物の処理に関すること。

カ 公害に関すること。

キ 前各号に掲げるもののほか、市民生活に関すること。

(5) 健康福祉部

ア 社会福祉に関すること。

	<p><u>イ</u> 子育て支援に関すること。</p> <p><u>ウ</u> 介護保険に関すること。</p> <p><u>エ</u> 健康推進に関すること。</p> <p><u>オ</u> 前各号に掲げるもののほか、健康福祉に関すること。</p>
<u>(5)</u> [略]	
<u>(6)</u> [略]	
<u>(7)</u> [略]	
<u>(8)</u> [略]	

(横手市表彰条例の一部改正)

第2条 横手市表彰条例（平成18年横手市条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(表彰の決定)	(表彰の決定)
第5条 [略]	第5条 [略]
2 選考委員会は、副市長、教育長、総務企画部長、財務部長、まちづくり推進部長、 <u>市民福祉部長</u> 、農林部長、商工	2 選考委員会は、副市長、教育長、総務企画部長、財務部長、まちづくり推進部長、 <u>市民生活部長</u> 、 <u>健康福祉部長</u> 、

観光部長、建設部長、上下水道部長、教育総務部長及び地域局長をもって構成する。ただし、副市長が特に必要と認めるときは、臨時に委員を指名することができる。

3 [略]

農林部長、商工観光部長、建設部長、上下水道部長、教育総務部長及び地域局長をもって構成する。ただし、副市長が特に必要と認めるときは、臨時に委員を指名することができる。

3 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 107 号

横手市地区交流センター設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市吉田地区交流センター分館を廃止するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市地区交流センター設置条例の一部を改正する条例

横手市地区交流センター設置条例（令和5年横手市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																				
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>〔略〕</td><td></td></tr><tr><td>横手市吉田地区交流センター</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>横手市吉田地区交流センター</td><td>横手市平鹿町上吉田字田ノ植87</td></tr><tr><td>一分館</td><td>番地</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	〔略〕		横手市吉田地区交流センター	〔略〕	横手市吉田地区交流センター	横手市平鹿町上吉田字田ノ植87	一分館	番地	〔略〕		<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>〔略〕</td><td></td></tr><tr><td>横手市吉田地区交流センター</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	〔略〕		横手市吉田地区交流センター	〔略〕	〔略〕	
名称	位置																				
〔略〕																					
横手市吉田地区交流センター	〔略〕																				
横手市吉田地区交流センター	横手市平鹿町上吉田字田ノ植87																				
一分館	番地																				
〔略〕																					
名称	位置																				
〔略〕																					
横手市吉田地区交流センター	〔略〕																				
〔略〕																					
別表第2（第6条、第15条関係）	別表第2（第6条、第15条関係）																				
1～8 〔略〕	1～8 〔略〕																				
9 <u>横手市吉田地区交流センター一分館</u> <u>（消費税を含む。）</u>																					

区分		単位	使用料の額
講堂	営利を目的としない場合	1時間に つき	200円
	営利を目的とする場合		600円
研修室 (1)	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
研修室 (2)	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
調理室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円
視聴覚室	営利を目的としない場合		200円
	営利を目的とする場合		600円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、これを 1 時間とする。

10 [略]

9 [略]

1 1 [略]

1 2 [略]

1 3 [略]

1 4 [略]

1 5 [略]

1 6 [略]

1 7 [略]

1 8 [略]

1 9 [略]

2 0 [略]

2 1 [略]

2 2 [略]

2 3 [略]

1 0 [略]

1 1 [略]

1 2 [略]

1 3 [略]

1 4 [略]

1 5 [略]

1 6 [略]

1 7 [略]

1 8 [略]

1 9 [略]

2 0 [略]

2 1 [略]

2 2 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第108号

横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年横手市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(虐待等の禁止) <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	(虐待等の禁止) <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第109号

横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

横手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横手市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の 心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳 幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 [略] 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相 談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利 用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断	(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 [略] 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表 の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和4 0年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康

が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」といいう。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>

3・4 [略]

3・4 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第110号

横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

横手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横手市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第111号

横手市農業者トレーニングセンター設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市大雄農業者トレーニングセンターを廃止するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市農業者トレーニングセンター設置条例の一部を改正する条例

横手市農業者トレーニングセンター設置条例（平成17年横手市条例第207号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後						
(名称及び位置)	(名称及び位置)						
第2条 トレーニングセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 トレーニングセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。						
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>横手市平鹿農業者トレーニングセンター</u></td><td><u>横手市平鹿町浅舞字覚町後129番地</u></td></tr><tr><td><u>横手市大雄農業者トレーニングセンター</u></td><td><u>横手市大雄字石持前34番地</u></td></tr></tbody></table>	名称	位置	<u>横手市平鹿農業者トレーニングセンター</u>	<u>横手市平鹿町浅舞字覚町後129番地</u>	<u>横手市大雄農業者トレーニングセンター</u>	<u>横手市大雄字石持前34番地</u>	<p>(1) <u>名称 横手市平鹿農業者トレーニングセンター</u></p> <p>(2) <u>位置 横手市平鹿町浅舞字覚町後129番地</u></p>
名称	位置						
<u>横手市平鹿農業者トレーニングセンター</u>	<u>横手市平鹿町浅舞字覚町後129番地</u>						
<u>横手市大雄農業者トレーニングセンター</u>	<u>横手市大雄字石持前34番地</u>						
別表（第6条関係） 1 平鹿農業者トレーニングセンター	別表（第6条関係） 平鹿農業者トレーニングセンター						

[表略]

備考 [略]

2 大雄農業者トレーニングセンター

(1) 体育室

(消費税を含む。)

区分	単位	使用料の額
営利を目的としない場	1時間につき	200円
合		
営利を目的とする場合		1,400円

備考

1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。

2 使用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、これを 1 時間とする。

3 使用者が入場料を徴収しない場合であっても、入場料を徴収したと見なされる場合、会員制度等により会費を徴収している場合、及び営業の宣伝その他これに類する

[表略]

備考 [略]

目的を持って使用する場合は、入場料を徴収する場合の使用料を徴収する。

4 体育室の半面を使用する場合の使用料は、この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(2) 附属施設

(消費税を含む。)

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>使用料の額</u>
ヤングサロン室	1時間につき	100円
コミュニティルーム		100円
オリエンテーリングルーム		100円
ステージ		100円

備考

1 使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。

2 使用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、これを 1 時間とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 112 号

横手市火災予防条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

林野火災の予防に関する規定等の整備並びに対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 101 号）及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する告示（令和 7 年消防庁告示第 10 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市火災予防条例の一部を改正する条例

第1条 横手市火災予防条例（平成17年横手市条例第281号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第3章の2 [略]	第1章～第3章の2 [略] <u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8～第29条の9）</u>
第4章～附則 [略]	第4章～附則 [略]
(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)	(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)
第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。	第29条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]
<u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口</u>	

等を閉じて行うこと。

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならぬ。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第50条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- (2) ~ (6) [略]

関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第50条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 (たき火を含む。)
- (2) ~ (6) [略]

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

第2条 横手市火災予防条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(簡易サウナ設備)

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバ렐型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

（2）簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1） [略]

（2） サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項から第4項までを除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1） [略]

（2） 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 市長は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実務に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) [略]

2 [略]

(火を使用する設備等の設置の届出)

第49条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) [略]

(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 市長は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実務に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) [略]

2 [略]

(火を使用する設備等の設置の届出)

第49条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

(7) の 2 [略]

(8) ~ (15) [略]

(7) の 2 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

(7) の 3 [略]

(8) ~ (15) [略]

附 則

この条例中第1条の規定は令和8年1月1日から、第2条の規定は令和8年3月31日から施行する。

議案第 113 号

横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市浅舞スポーツセンターを廃止するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例

横手市社会体育施設設置条例（平成17年横手市条例第309号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																						
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																						
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>横手市山内テニスコート</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>横手市浅舞スポーツセン</u></td><td><u>横手市平鹿町浅舞字野々助80番地2</u></td></tr><tr><td>タ一</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		横手市山内テニスコート	[略]	<u>横手市浅舞スポーツセン</u>	<u>横手市平鹿町浅舞字野々助80番地2</u>	タ一		[略]		<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>横手市山内テニスコート</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		横手市山内テニスコート	[略]			[略]	
名称	位置																						
[略]																							
横手市山内テニスコート	[略]																						
<u>横手市浅舞スポーツセン</u>	<u>横手市平鹿町浅舞字野々助80番地2</u>																						
タ一																							
[略]																							
名称	位置																						
[略]																							
横手市山内テニスコート	[略]																						
[略]																							
別表第2（第7条、第14条関係）	別表第2（第7条、第14条関係）																						
1～15 [略]	1～15 [略]																						
<u>16 浅舞スポーツセンター</u>																							
	<u>（消費税を含む。）</u>																						

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>使用料の額</u>
営利を目的としない場合	1時間につき	150円
営利を目的とする場合		2,250円
ゴルフボール回数券	1冊につき	2,310円

備考

- 1 営利を目的としない使用であって、使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。
- 2 使用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、これを 1 時間とする。
- 3 ゴルフボール回数券は、10 枚綴りとする。

17 [略]

18 [略]

19 [略]

16 [略]

17 [略]

18 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- (横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例（令和7年横手市条例第38号）の一部を次のように改正する。
- 附則第3項を削る。

議案第 114 号

横手市大雄ふるさとセンター設置条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市大雄ふるさとセンターを廃止するため、条例を廃止したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市大雄ふるさとセンター設置条例を廃止する条例

横手市大雄ふるさとセンター設置条例（平成18年横手市条例第40号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 115 号

横手市立保育所設置条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

まだ保育園及び三重保育所を廃止するため、条例を廃止したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市立保育所設置条例を廃止する条例

横手市立保育所設置条例（平成17年横手市条例第116号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 116 号

横手市老人憩の家設置条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市増田町老人憩の家及び横手市大森町八日町老人憩の家を廃止するため、条例を廃止したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市老人憩の家設置条例を廃止する条例

横手市老人憩の家設置条例（平成17年横手市条例第137号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 117 号

横手市農家高齢者創作館設置条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 2 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

平鹿農家高齢者創作館を廃止するため、条例を廃止したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市農家高齢者創作館設置条例を廃止する条例

横手市農家高齢者創作館設置条例（平成17年横手市条例第210号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第118号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 横手市ペットボトル等処理施設整備事業
ペットボトル等処理施設建設工事（建築本体工事）
- 2 工 事 場 所 横手市柳田字中村126番地
- 3 契 約 の 方 法 条件付き一般競争入札
- 4 契 約 金 額 522,500,000円
- 5 契 約 の 相 手 方 横手市大町5番19号
伊藤・創和・大和 横手市ペットボトル等処理施設整備事業
ペットボトル等処理施設建設工事（建築本体工事）
特定建設工事共同企業体
代表者 伊藤建設工業株式会社 代表取締役 中村 清昭

令和7年12月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第119号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | |
|---------------|---|
| 1 工 事 名 | 横手市ペットボトル等処理施設整備事業
圧縮梱包機設置工事 |
| 2 工 事 場 所 | 横手市柳田字中村126番地 |
| 3 契 約 の 方 法 | 条件付き一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 328,900,000円 |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 横手市梅の木町15番5号
山二施設工業株式会社 横手支店
常務取締役支店長 齋藤 政志 |

令和7年12月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第

6 7 号) 第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第120号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | |
|---------------|---|
| 1 工 事 名 | 旧雄物川北小学校解体工事 |
| 2 工 事 場 所 | 横手市雄物川町沼館字沼館182番地 |
| 3 契 約 の 方 法 | 条件付き一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 338,800,000円 |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 横手市雄物川町薄井字下開344番地
吉田・丸茂 旧雄物川北小学校解体工事特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社吉田建設
代表取締役 吉田 昌平 |

令和7年12月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第

6 7 号) 第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第121号

財産の取得について

次のとおりトレーニング機器を購入する。

1 名 称	横手市立体育館 トレーニング機器
2 契約の方法	指名競争入札
3 購入金額	34,540,000円
4 購入の相手方	横手市寿町6番7号 株式会社TAKAフィジカルステーション 代表取締役 石井 孝幸

令和7年12月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第122号

財産の無償貸付けについて

次のとおり建物を無償貸付けする。

1 貸付けする建物

名称 ますだ保育園

所在地 横手市増田町増田字七日町66番地

面積 2,062.04平方メートル

2 貸付けの相手方

横手市十文字町睦合字川井川47番地

社会福祉法人 一真会

理事長 佐々木 良和

3 貸付料を無償とする理由

相手方は社会福祉法に基づき設立された社会福祉法人で公共的団体であり、その用途は同法に基づく社会福祉事業である保育所で公共用に供するものであるため。

4 貸付けの期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和 7 年 1 月 2 日提出
横手市長 高 橋 大

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第123号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称

- 大森公園体育館
- 大森公園野球場
- 大森公園テニスコート
- 大森公園多目的広場
- 大森公園グラウンド・ゴルフ場

2 指定する団体の名称

特定非営利活動法人大森スポーツクラブさくら

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年12月2日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第124号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称

横手市東槻多目的集落集会所

2 指定する団体の名称

東槻交流館運営委員会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月2日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第125号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称

横手市桑ノ木多目的集落集会所

2 指定する団体の名称

桑ノ木交流館運営委員会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和15年3月31日まで

令和7年12月2日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第126号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称

横手市三ツ屋多目的集落集会所

2 指定する団体の名称

三ツ屋交流館運営委員会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和15年3月31日まで

令和7年12月2日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第127号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称

天下森ふれあい農園

2 指定する団体の名称

株式会社天下森振興公社

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年12月2日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第128号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称

横手市天下森スキー場

2 指定する団体の名称

株式会社天下森振興公社

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年12月2日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第129号

令和7年度横手市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度横手市的一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ325,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,824,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和7年12月2日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金		7,988,560	3,410	7,991,970
	2 国庫補助金	2,822,440	3,410	2,825,850
16 県支出金		4,379,739	916	4,380,655
	2 県補助金	2,017,039	916	2,017,955
19 繰入金		5,478,332	190,827	5,669,159
	2 基金繰入金	5,349,776	190,827	5,540,603
21 諸収入		2,184,315	129,947	2,314,262
	4 雜入	834,811	129,947	964,758
歳 入 合 計		61,499,500	325,100	61,824,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		8,835,810	24,802	8,860,612
	1 総務管理費	7,773,863	21,392	7,795,255
	3 戸籍住民基本台帳費	266,719	3,410	270,129
3 民生費		16,225,876	128,261	16,354,137
	1 社会福祉費	8,331,899	40,828	8,372,727
	2 児童福祉費	6,754,984	55,406	6,810,390
	3 生活保護費	1,127,111	32,027	1,159,138
4 衛生費		5,970,184	23,986	5,994,170
	1 保健衛生費	3,217,322	23,986	3,241,308
6 農林水産業費		3,273,866	108,002	3,381,868
	1 農業費	2,965,977	106,546	3,072,523
	2 林業費	307,889	1,456	309,345
7 商工費		2,944,932	5,000	2,949,932
	1 商工費	2,944,932	5,000	2,949,932
10 教育費		5,282,590	35,049	5,317,639
	1 教育総務費	1,411,695	315	1,412,010
	3 中学校費	291,210	△719	290,491
	5 保健体育費	1,631,189	35,453	1,666,642
歳 出	合 計	61,499,500	325,100	61,824,600

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 : 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校管理費	18,700

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位 : 千円)

事 項	期 間		限 度 額
	自	至	
令和7年度「市報よこて」印刷等請負業務	令和8年度	令和8年度	40,392
令和7年度地域おこし協力隊活用事業（秘書広報課分）	令和8年度	令和10年度	16,500
令和7年度わかりやすい予算書印刷製本業務	令和8年度	令和8年度	2,904
令和7年度横手市ふるさと納税事業代行業務	令和8年度	令和10年度	ふるさと納税寄附金額 に対して手数料率5.5% を乗じた額
令和7年度窓口業務支援システム構築事業	令和8年度	令和8年度	53,310

(単位：千円)

事　　項	期　　間		限　度　額
	自	至	
令和7年度収納管理システム改修業務	令和8年度	令和8年度	1,300
令和7年度I C旅券窓口交付端末システム更新業務	令和8年度	令和8年度	606
令和7年度地域おこし協力隊活用事業（食農推進課分）	令和8年度	令和10年度	16,500
令和7年度天下森ふれあい農園指定管理業務	令和8年度	令和10年度	9,141
令和7年度「よこて fun 通信」情報紙作成業務	令和8年度	令和8年度	5,522
令和7年度地域おこし協力隊活用事業（観光おもてなし課分）	令和8年度	令和10年度	16,500
令和7年度市立小中学校Wi-Fi環境構築リース	令和8年度	令和13年度	322,146
令和7年度大森公園体育施設指定管理業務	令和8年度	令和10年度	73,260
令和7年度横手市天下森スキー場指定管理業務	令和8年度	令和10年度	61,719
令和7年度林道三ツ森山線災害復旧工事（令和6年大雨災害）	令和8年度	令和8年度	7,226

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14 使用料及び手数料	520,951	0	520,951
15 国庫支出金	7,988,560	3,410	7,991,970
16 県支出金	4,379,739	916	4,380,655
19 繰入金	5,478,332	190,827	5,669,159
21 諸収入	2,184,315	129,947	2,314,262
計	61,499,500	325,100	61,824,600

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	8,835,810	24,802	8,860,612	3,410			△26	21,418
3 民生費	16,225,876	128,261	16,354,137					128,261
4 衛生費	5,970,184	23,986	5,994,170					23,986
6 農林水産業費	3,273,866	108,002	3,381,868		916		106,546	540
7 商工費	2,944,932	5,000	2,949,932					5,000
10 教育費	5,282,590	35,049	5,317,639				2,320	32,729
計	61,499,500	325,100	61,824,600	3,410	916		108,840	211,934

2. 歳入

14 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務使用料	32,247	△26	32,221	1 総務使用料	△26	十文字西スポーツ交流センター使用料 △26
8 教育使用料	19,026	26	19,052	3 保健体育使用料	26	体育館使用料 26
計	250,656	0	250,656			

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	720,754	3,410	724,164	1 総務管理費補助金	3,410	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 3,410
計	2,822,440	3,410	2,825,850			

16 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 農林水産業費補助金	920,960	916	921,876	1 農業費補助金	0	農業次世代人材投資事業費補助金 △47 新規就農者育成総合対策事業費補助金 47
				2 林業費補助金	916	有害鳥獣対策事業交付金 916
計	2,017,039	916	2,017,955			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	3,509,616	190,827	3,700,443	1 財政調整基金 繰入金	190,827	財政調整基金繰入金 190,827
計	5,349,776	190,827	5,540,603			

21 款 諸収入

4 項 雜入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 学校給食費納付金	283,808	2,294	286,102	1 学校給食費納 付金	2,294	小中学校給食費負担金 2,294
6 雜入	541,004	127,653	668,657	1 雜入	127,653	過年度歳出返納金 107,303 過年度収入 20,350
計	834,811	129,947	964,758			

3. 歳出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1一般管理費	2,438,926	7,048	2,445,974				7,048	12委託料	1,026	一般管理費 6,022
								13使用料及び賃借料	6,022	職員研修及び厚生費 1,026
7企画費	1,741,175	13,300	1,754,475				13,300	18負担金補助及び交付金	13,300	若者出会い・結婚生活応援事業 13,300
8地域振興費	306,311	1,310	307,621				1,310	12委託料	1,310	狙半内地域交流施設整備事業 1,310
9地域局費	745,979	△266	745,713			△26	△240	10需用費	△266	十文字西スポーツ交流センター費 △266
計	7,773,863	21,392	7,795,255			△26	21,418			

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1戸籍住民基本台帳費	266,719	3,410	270,129	3,410			12委託料	3,410	戸籍事務費 3,410	
計	266,719	3,410	270,129	3,410						

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 障がい者自立支援給付費	2,709,377	32,138	2,741,515				32,138	22 償還金、利子及び割引料	32,138	障がい者自立支援給付総務費 32,138
5 高齢者福祉施設費	475,034	3,245	478,279				3,245	12 委託料	428	老人福祉センターゆうらく館費 3,245
								14 工事請負費	2,817	
8 介護保険対策費	1,948,597	5,445	1,954,042				5,445	27 繰出金	5,445	介護保険特別会計繰出金 5,445
計	8,331,899	40,828	8,372,727				40,828			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 児童福祉総務費	1,620,523	55,406	1,675,929				55,406	22 償還金、利子及び割引料	55,406	児童福祉総務費 55,406
計	6,754,984	55,406	6,810,390				55,406			

3 款 民生費

3 項 生活保護費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1生活保護総務費	64,520	32,027	96,547				32,027	22償還金、利子及び割引料	32,027	生活保護総務費 32,027
計	1,127,111	32,027	1,159,138				32,027			

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2予防費	483,090	21,710	504,800				21,710	22償還金、利子及び割引料	21,710	予防接種事業 21,710
4母子保健費	112,682	427	113,109				427	22償還金、利子及び割引料	427	乳幼児保健事業 427
9診療所費	1,012	1,650	2,662				1,650	17備品購入費	1,650	診療所費 1,650
10保健衛生施設費	57,310	199	57,509				199	10需用費	56	保健センター費 199
								11役務費	61	
							23,986	17備品購入費	82	
計	3,217,322	23,986	3,241,308							

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 農業総務費	446,198	106,081	552,279			106,081		22 償還金、利子及び割引料	106,081	農業総務事務費 106,081
3 農業振興費	1,131,271	465	1,131,736			465		10 需用費	0	就農支援事業 歳出組替
								22 償還金、利子及び割引料	465	農業経営支援事業 465
計	2,965,977	106,546	3,072,523			106,546				

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 林業総務費	65,915	1,456	67,371	916			540	18 負担金補助及び交付金	1,456	有害鳥獣対策事業 1,456
計	307,889	1,456	309,345	916			540			

7 款 商工費

1 項 商工費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2商工業振興費	2,008,593	5,000	2,013,593				5,000	18負担金補助及び交付金	5,000	金融対策費 5,000
計	2,944,932	5,000	2,949,932				5,000			

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3教育指導費	158,284	315	158,599				315	17備品購入費	315	教育指導支援事業 315
計	1,411,695	315	1,412,010				315			

10 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2教育振興費	74,131	△719	73,412				△719	10需用費	△719	中学校指導要領改訂経費 △719
計	291,210	△719	290,491				△719			

10 款 教育費

5 項 保健体育費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1スポーツ振興費	866,652	2,990	869,642			26	2,964	10需用費	490	競技スポーツパワーアップ事業
								18負担金補助 及び交付金	2,500	2,500 屋内体育施設費
2学校給食費	764,537	32,463	797,000			2,294	30,169	10需用費	32,463	学校給食事業 32,463
計	1,631,189	35,453	1,666,642			2,320	33,133			

議案第130号

令和7年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度横手市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119,643千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,446,343千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		920, 569	119, 614	1, 040, 183
	1 後期高齢者医療保険料	920, 569	119, 614	1, 040, 183
4 繰越金		1	29	30
	1 繰越金	1	29	30
歳 入	合 計	1, 326, 700	119, 643	1, 446, 343

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付 金		1,306,900	119,643	1,426,543
	1 後期高齢者医療広域連合納付 金	1,306,900	119,643	1,426,543
歳 出	合 計	1,326,700	119,643	1,446,343

後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料	920, 569	119, 614	1, 040, 183
4 繰越金	1	29	30
計	1, 326, 700	119, 643	1, 446, 343

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,306,900	119,643	1,426,543					119,643	
計	1,326,700	119,643	1,446,343					119,643	

2. 歳入

1 款 後期高齢者医療保険料

1 項 後期高齢者医療保険料

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 特別徴収保険料	664,820	△2,892	661,928	1 現年度分徴収 保険料	△2,892	現年度分徴収保険料 △2,892
2 普通徴収保険料	255,749	122,506	378,255	1 現年度分徴収 保険料	122,506	現年度分徴収保険料 122,506
計	920,569	119,614	1,040,183			

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	29	30	1 繰越金	29	繰越金 29
計	1	29	30			

3. 歳出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,306,900	119,643	1,426,543				119,643	18 負担金補助 及び交付金	119,643 後期高齢者医療広域連合納付金 119,643	
計	1,306,900	119,643	1,426,543				119,643			

議案第131号

令和7年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度横手市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,445千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,288,027千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日提出
横手市長　高橋　大

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 繰入金		2,035,618	5,445	2,041,063
	1 一般会計繰入金	1,947,997	5,445	1,953,442
歳 入	合 計	13,282,582	5,445	13,288,027

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		248,481	5,445	253,926
	1 総務管理費	147,926	5,445	153,371
歳 出	合 計	13,282,582	5,445	13,288,027

介護保険特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 繰入金	2,035,618	5,445	2,041,063
計	13,282,582	5,445	13,288,027

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国庫支出金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
1 総務費	248,481	5,445	253,926					5,445	
計	13,282,582	5,445	13,288,027					5,445	

2. 歳入

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 その他一般会計繰入金	248,586	5,445	254,031	1 その他一般会計繰入金	5,445	その他一般会計繰入金 5,445
計	1,947,997	5,445	1,953,442			

3. 歳出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1一般管理費	141,884	5,445	147,329				5,445	12委託料	5,445	一般管理費 5,445
計	147,926	5,445	153,371				5,445			

令和7年度横手市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度横手市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和7年度横手市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条で定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額） 支 出	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 水道事業費用	1,982,000千円	20,000千円	2,002,000千円
第1項 営業費用	1,857,915千円	20,000千円	1,877,915千円

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 693,416千円は、過年度分損益勘定留保資金 548,453千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 144,963千円」を「不足する額 702,416千円は、過年度分損益勘定留保資金 556,635千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 145,781千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額） 支 出	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的支出	2,658,000千円	9,000千円	2,667,000千円
第1項 建設改良費	1,926,943千円	9,000千円	1,935,943千円

(債務負担行為)

第 4 条 予算第 6 条で定めた債務負担行為に、次の事項を追加する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
令和 7 年度広報誌印刷製本業務	令和 8 年度から 令和 8 年度まで	9 9 1 千円
令和 7 年度量水器購入 (単価契約)	令和 8 年度から 令和 8 年度まで	2 4, 5 0 3 千円
令和 7 年度水道用薬品購入 (単価契約)	令和 8 年度から 令和 8 年度まで	4 2, 5 5 9 千円
令和 7 年度設計積算システムリース	令和 8 年度から 令和 1 2 年度まで	6, 5 3 4 千円

令和 7 年 1 2 月 2 日提出
横手市長 高 橋 大

水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書

令和7年度 横手市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的支出

支出		(単位：千円)			
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 水道事業費用	1. 営業費用	1. 原水及び浄水費	1,982,000	20,000	2,002,000
		2. 配水及び給水費	1,857,915	20,000	1,877,915
		5. 総係費	371,778	4,250	376,028
			246,266	16,460	262,726
			111,870	△ 710	111,160

資本的支出

支出		(単位：千円)			
款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 資本的支出	1. 建設改良費	2. 施設統廃合推進事業費	2,658,000	9,000	2,667,000
			1,926,943	9,000	1,935,943
			1,007,604	9,000	1,016,604

令和7年度 横手市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純損失	△ 94,268
減価償却費	928,782
固定資産除却費	10,000
引当金の増減額	641
長期前受金戻入額	△ 186,463
受取利息及び配当金	△ 2,197
支払利息	111,505
未収金の増減額	39,030
未払金の増減額	△ 48,884
たな卸資産の増減額	△ 2,464
小計	755,682
利息及び配当金の受取額	2,197
利息の支払額	△ 111,505
未払（未収）消費税の増減額	△ 102,183
業務活動によるキャッシュ・フロー	544,191

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 2,247,643
無形固定資産の取得による支出	△ 10,447
国庫補助金等による収入	507,812

投資活動によるキャッシュ・フロー

△ 1,750,278

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,867,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 698,572
他会計からの出資による収入	246,911
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,416,139
資金増減額	210,052
資金期首残高	985,262
資金期末残高	1,195,314

令和7年度 横手市水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

		資産の部	
		千円	千円
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土 地		857,651	
ロ 立 木		412	
ハ 建 物	3,334,201		
減価償却累計額	△ 1,410,378	1,923,823	
二 構 築 物	30,153,614		
減価償却累計額	△ 13,789,184	16,364,430	
ホ 機械及び装置	6,271,604		
減価償却累計額	△ 4,808,755	1,462,849	
ヘ 車両運搬具	38,951		
減価償却累計額	△ 28,471	10,480	
ト 工具、器具及び備品	412,402		
減価償却累計額	△ 360,673	51,729	
チ 建設仮勘定		2,233,126	
有形固定資産合計			22,904,500
(2) 無形固定資産			
イ ダム使用権	1,045,874		
ロ 電話加入権	360		
ハ 水利権	2,021		
ニ ソフトウエア	953		
無形固定資産合計			1,049,208
(3) 投資その他の資産			
イ 投資有価証券	200,000		
投資その他の資産合計		200,000	
固定資産合計			24,153,708
2 流動資産			
(1) 現金預金		1,195,314	
(2) 未収金	238,521		
貸倒引当金	△ 1,486	237,035	
(3) 貯蔵品		20,128	
流動資産合計		1,452,477	
資産合計		25,606,185	

負 債 の 部		
	千円	千円
3 固 定 負 債		
(1) 企 業 債		
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>10,134,846</u>	
企業債合計		<u>10,134,846</u>
固定負債合計		10,134,846
4 流 動 負 債		
(1) 企 業 債		
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>651,723</u>	
企業債合計		651,723
(2) 未 払 金		
(3) 引 当 金		
イ 賞与引当金	11,956	
ロ 法定福利費引当金	<u>2,409</u>	
引当金合計		14,365
(4) その他の流動負債		
流動負債合計		103,491
5 繰 延 収 益		
長期前受金		
長期前受金収益化累計額	<u>10,070,433</u>	
繰延収益合計		<u>△ 5,141,527</u>
負 債 合 計		<u>4,928,906</u>
		<u>15,884,824</u>
資 本 の 部		
6 資 本 金		9,447,040
7 剰 余 金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	50,472	
ロ 国庫補助金	41,204	
ハ 寄附金	25,855	
ニ 工事負担金	51,439	
ホ 保険差益	408	
ヘ その他の資本剰余金	<u>31,200</u>	
資本剰余金合計		200,578
(2) 利益剰余金		
イ 利益積立金	123,395	
ロ 建設改良積立金	44,616	
ハ 当年度未処理欠損金	<u>94,268</u>	
利益剰余金合計		73,743
剰 余 金 合 計		<u>274,321</u>
資 本 合 計		<u>9,721,361</u>
負 債 資 本 合 計		<u>25,606,185</u>

令和7年度 横手市水道事業会計補正予算（第1号）説明資料

収益的支出

支出		(単位:千円)				
款項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説明
1. 水道事業費用			1,982,000	20,000	2,002,000	
1. 営業費用			1,857,915	20,000	1,877,915	
	1. 原水及び浄水費	給料	371,778	4,250	376,028	
		手当	32,337	2,800	35,137	
		法定福利費	21,662	1,200	22,862	
	2. 配水及び給水費	給料	3,582	250	3,832	
		手当	246,266	16,460	262,726	
		法定福利費	57,243	△ 1,400	55,843	
		修繕費	26,437	△ 1,720	24,717	
	5. 総係費	給料	14,462	△ 420	14,042	
		手当	33,300	20,000	53,300	
		法定福利費	111,870	△ 710	111,160	
		給料	26,091	△ 1,400	24,691	
		手当	12,062	520	12,582	
		法定福利費	16,552	170	16,722	

資本的支出

支出		(単位:千円)				
款項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説明
1. 資本的支出			2,658,000	9,000	2,667,000	
1. 建設改良費			1,926,943	9,000	1,935,943	
	3. 施設統廃合推進事業費	委託料	1,007,604	9,000	1,016,604	
			18,000	9,000	27,000	

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的債券 償却原価法（定額法）による。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・貯 藏 品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

- ・減価償却の方法 定額法（ただし、量水器については取替法）による。
- ・主な耐用年数

建物	10年～65年
構築物	10年～60年
機械及び装置	8年～40年
車両運搬具	4年～5年
工具、器具及び備品	3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

- ・減価償却の方法 定額法（ソフトウェアについては、利用可能期間に基づく定額法）
- ・主な耐用年数

ダム使用権	55年
水利権	20年
施設利用権	20年
ソフトウェア	5年

4 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 退職給付引当金

職員の退職手当は、「退職手当負担に関する確認書」に基づき、水道事業が毎年度支出する普通負担金を除き一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

5 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

・消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。

II. 予定貸借対照表等（当年度分）に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還する予定のものを含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は1,805,457千円である。

III. その他の注記

1 賞与引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、期末手当及び勤勉手当として47,656千円を支給するため、賞与引当金11,956千円を使用する。

2 法定福利費引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、法定福利費として37,005千円を支払いするため、法定福利費引当金2,409千円を使用する。

3 貸倒引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、債権の不納欠損による損失に充てるため、貸倒引当金859千円を使用する。

4 特定収入割合が5%超であった場合の固定資産の会計処理について

特定収入に対応する課税仕入れが固定資産の取得である場合の特定収入の仕入控除税額の調整に係る会計処理は、当該調整額を特定収入である長期前受金と相殺（圧縮記帳）する方法（取得した固定資産を消費税及び地方消費税抜額で計上）によっている。

令和7年度横手市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度横手市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和7年度横手市下水道事業会計予算第5条で定めた債務負担行為に、次の事項を追加する。

追加

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度量水器購入（単価契約）	令和 8年度から 令和 8年度まで	4, 356千円

令和7年12月2日提出

横手市長 高 橋 大